

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型の廃棄物処理を形成していく必要があり、そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、本町の廃棄物処理施設、とりわけ最終処分場については、容器包装廃棄物をはじめ他の廃棄物の適正分別により、残余容量は、今後10年以上確保することができるものの、より一層の減量化・適正分別によるリサイクルを推進する必要がある。

このため、「一般廃棄物処理基本計画」を柱に施策を推進するとともに、本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集することにより容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示すものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の排出抑制の促進、消費者の分別意識の向上と各主体との協働に努め、最終処分場の延命化・資源の有効利用を推進することにより、環境負荷の少ない循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は次のとおりとする。

- ・容器包装廃棄物の排出抑制、再利用、リサイクルを基本とした地域（循環型）社会の創造
- ・町民、事業者、行政が一体となった環境負荷の低減等快適なまちづくり
- ・地域の環境保全への町民意識の啓発を図り、参加型の取組を推進する。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	170.5 t	169.2 t	167.7 t	166.1 t	164.7 t

【算定方法】

(人口推計) ※参考：雄武町人口ビジョンより

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
4,184 人	4,149 人	4,111 人	4,075 人	4,039 人

(ごみ総量推計)

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
1,310 t	1,299 t	1,287 t	1,276 t	1,265 t

原単位実績	平成 29 年度	$1,444 \text{ t} \div 4,561 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} \div$	868 g
	平成 30 年度	$1,442 \text{ t} \div 4,489 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} \div$	880 g
	令和 元年度	$1,415 \text{ t} \div 4,448 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} \div$	872 g
	令和 2 年度	$1,442 \text{ t} \div 4,393 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} \div$	900 g
	令和 3 年度	$1,345 \text{ t} \div 4,296 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} \div$	858 g

ごみ総量推計	令和 5 年度	$4,184 \text{ 人} \times 858 \text{ g} \times 365 \text{ 日} \div$	1,310 t
	令和 6 年度	$4,149 \text{ 人} \times 858 \text{ g} \times 365 \text{ 日} \div$	1,299 t
	令和 7 年度	$4,111 \text{ 人} \times 858 \text{ g} \times 365 \text{ 日} \div$	1,287 t
	令和 8 年度	$4,075 \text{ 人} \times 858 \text{ g} \times 365 \text{ 日} \div$	1,276 t
	令和 9 年度	$4,039 \text{ 人} \times 858 \text{ g} \times 365 \text{ 日} \div$	1,265 t

※1人1日あたりごみ排出原単位は、直近年度（令和3年度～858g）の数値を採用した。

(容器包装廃棄物各品目量の推計)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
スチール製容器	9.4 t	9.4 t	9.3 t	9.2 t	9.1 t
アルミ製容器	13.5 t	13.4 t	13.3 t	13.1 t	13.0 t
無色ガラス製容器	2.8 t	2.7 t	2.7 t	2.7 t	2.7 t
茶色ガラス製容器	14.8 t	14.7 t	14.6 t	14.4 t	14.3 t
その他ガラス製容器	7.7 t	7.7 t	7.6 t	7.5 t	7.5 t
飲料用紙製容器	1.2 t	1.2 t	1.2 t	1.2 t	1.2 t
段ボール	76.1 t	75.5 t	74.8 t	74.2 t	73.5 t
ペットボトル	23.6 t	23.4 t	23.2 t	23.0 t	22.8 t
プラスチック製容器	21.4 t	21.2 t	21.0 t	20.8 t	20.6 t
計	170.5 t	169.2 t	167.7 t	166.1 t	164.7 t

※上記表各品目の年度ごとの数値は、下記のごみ総量における構成比等により算定した。

○スチール製容器 (0.72%)

【令和5年度】	$858\text{ g} \times 0.72\% \times 4,184\text{ 人} \times 365\text{ 日}$	≒	9.43 t
【令和6年度】	$858\text{ g} \times 0.72\% \times 4,149\text{ 人} \times 365\text{ 日}$	≒	9.36 t
【令和7年度】	$858\text{ g} \times 0.72\% \times 4,111\text{ 人} \times 365\text{ 日}$	≒	9.27 t
【令和8年度】	$858\text{ g} \times 0.72\% \times 4,075\text{ 人} \times 365\text{ 日}$	≒	9.19 t
【令和9年度】	$858\text{ g} \times 0.72\% \times 4,039\text{ 人} \times 365\text{ 日}$	≒	9.11 t

○アルミ製容器 (1.03%)

【令和5年度】	$858\text{ g} \times 1.03\% \times 4,184\text{ 人} \times 365\text{ 日}$	≒	13.50 t
【令和6年度】	$858\text{ g} \times 1.03\% \times 4,149\text{ 人} \times 365\text{ 日}$	≒	13.38 t
【令和7年度】	$858\text{ g} \times 1.03\% \times 4,111\text{ 人} \times 365\text{ 日}$	≒	13.26 t
【令和8年度】	$858\text{ g} \times 1.03\% \times 4,075\text{ 人} \times 365\text{ 日}$	≒	13.14 t
【令和9年度】	$858\text{ g} \times 1.03\% \times 4,039\text{ 人} \times 365\text{ 日}$	≒	13.03 t

○無色ガラス製容器 (0.21%)

【令和5年度】	$858\text{ g} \times 0.21\% \times 4,184\text{ 人} \times 365\text{ 日}$	≒	2.75 t
【令和6年度】	$858\text{ g} \times 0.21\% \times 4,149\text{ 人} \times 365\text{ 日}$	≒	2.73 t
【令和7年度】	$858\text{ g} \times 0.21\% \times 4,111\text{ 人} \times 365\text{ 日}$	≒	2.70 t
【令和8年度】	$858\text{ g} \times 0.21\% \times 4,075\text{ 人} \times 365\text{ 日}$	≒	2.68 t
【令和9年度】	$858\text{ g} \times 0.21\% \times 4,039\text{ 人} \times 365\text{ 日}$	≒	2.66 t

○茶色ガラス製容器 (1.13%)

【令和5年度】	$858\text{ g} \times 1.13\% \times 4,184\text{ 人} \times 365\text{ 日}$	≒	14.81 t
【令和6年度】	$858\text{ g} \times 1.13\% \times 4,149\text{ 人} \times 365\text{ 日}$	≒	14.68 t
【令和7年度】	$858\text{ g} \times 1.13\% \times 4,111\text{ 人} \times 365\text{ 日}$	≒	14.55 t
【令和8年度】	$858\text{ g} \times 1.13\% \times 4,075\text{ 人} \times 365\text{ 日}$	≒	14.42 t
【令和9年度】	$858\text{ g} \times 1.13\% \times 4,039\text{ 人} \times 365\text{ 日}$	≒	14.29 t

○その他ガラス製容器 (0.59%)

【令和5年度】	$858\text{ g} \times 0.59\% \times 4,184\text{ 人} \times 365\text{ 日}$	≒	7.73 t
【令和6年度】	$858\text{ g} \times 0.59\% \times 4,149\text{ 人} \times 365\text{ 日}$	≒	7.67 t
【令和7年度】	$858\text{ g} \times 0.59\% \times 4,111\text{ 人} \times 365\text{ 日}$	≒	7.60 t
【令和8年度】	$858\text{ g} \times 0.59\% \times 4,075\text{ 人} \times 365\text{ 日}$	≒	7.53 t
【令和9年度】	$858\text{ g} \times 0.59\% \times 4,039\text{ 人} \times 365\text{ 日}$	≒	7.46 t

○飲料用紙製容器 (0.09%)

【令和5年度】	$858\text{ g} \times 0.09\% \times 4,184\text{ 人} \times 365\text{ 日}$	≒	1.18 t
【令和6年度】	$858\text{ g} \times 0.09\% \times 4,149\text{ 人} \times 365\text{ 日}$	≒	1.17 t
【令和7年度】	$858\text{ g} \times 0.09\% \times 4,111\text{ 人} \times 365\text{ 日}$	≒	1.16 t
【令和8年度】	$858\text{ g} \times 0.09\% \times 4,075\text{ 人} \times 365\text{ 日}$	≒	1.15 t

【令和9年度】 $858\text{ g} \times 0.09\% \times 4,039\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div 1.14\text{ t}$

○段ボール（5.81%）

【令和5年度】 $858\text{ g} \times 5.81\% \times 4,184\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div 76.13\text{ t}$

【令和6年度】 $858\text{ g} \times 5.81\% \times 4,149\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div 75.49\text{ t}$

【令和7年度】 $858\text{ g} \times 5.81\% \times 4,111\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div 74.80\text{ t}$

【令和8年度】 $858\text{ g} \times 5.81\% \times 4,075\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div 74.15\text{ t}$

【令和9年度】 $858\text{ g} \times 5.81\% \times 4,039\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div 73.49\text{ t}$

○ペットボトル（1.80%）

【令和5年度】 $858\text{ g} \times 1.80\% \times 4,184\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div 23.59\text{ t}$

【令和6年度】 $858\text{ g} \times 1.80\% \times 4,149\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div 23.39\text{ t}$

【令和7年度】 $858\text{ g} \times 1.80\% \times 4,111\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div 23.17\text{ t}$

【令和8年度】 $858\text{ g} \times 1.80\% \times 4,075\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div 22.97\text{ t}$

【令和9年度】 $858\text{ g} \times 1.80\% \times 4,039\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div 22.77\text{ t}$

○プラスチック製容器（1.63%）

【令和5年度】 $858\text{ g} \times 1.63\% \times 4,184\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div 21.36\text{ t}$

【令和6年度】 $858\text{ g} \times 1.63\% \times 4,149\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div 21.18\text{ t}$

【令和7年度】 $858\text{ g} \times 1.63\% \times 4,111\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div 20.99\text{ t}$

【令和8年度】 $858\text{ g} \times 1.63\% \times 4,075\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div 20.80\text{ t}$

【令和9年度】 $858\text{ g} \times 1.63\% \times 4,039\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div 20.62\text{ t}$

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。
なお、実施に当たっては、町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

・啓発活動の充実

町民、事業者に対し広報等により、「ごみ分別」に対する認識を深め、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する啓発活動に取り組む。

・買い物袋の持参の呼びかけ

繰り返し使用可能な買い物袋（マイバック）の持参の徹底等の普及啓発を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化に取り組む。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設での処理状況等から分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力、処理施設、収集体制、収集機材等の状況から、収集に係る区分を下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として 無色のガラス製容器 ガラス製の 茶色のガラス製容器 容 器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもので（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもので	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	90 t		90 t		89 t		88 t		87 t	
主としてアルミ製の容器	130 t		129 t		128 t		126 t		125 t	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	2.6 t		2.6 t		2.6 t		2.6 t		2.5 t	
	(引渡) t	(独自処理) 2.6 t	(引渡) t	(独自処理) 2.6 t	(引渡) t	(独自処理) 2.6 t	(引渡) t	(独自処理) 2.6 t	(引渡) t	(独自処理) 2.5 t
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	14.3 t		14.2 t		14.0 t		13.9 t		13.8 t	
	(引渡) t	(独自処理) 14.3 t	(引渡) t	(独自処理) 14.2 t	(引渡) t	(独自処理) 14.0 t	(引渡) t	(独自処理) 13.9 t	(引渡) t	(独自処理) 13.8 t
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	7.5 t		7.4 t		7.3 t		7.3 t		7.2 t	
	(引渡) t	(独自処理) 7.5 t	(引渡) t	(独自処理) 7.4 t	(引渡) t	(独自処理) 7.3 t	(引渡) t	(独自処理) 7.3 t	(引渡) t	(独自処理) 7.2 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1.2 t		1.2 t		1.2 t		1.2 t		1.1 t	
主として段ボール製の容器	73.5 t		72.9 t		72.2 t		71.6 t		71.0 t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	22.7 t		22.5 t		22.3 t		22.1 t		21.9 t	
	(引渡) t	(独自処理) 22.7 t	(引渡) t	(独自処理) 22.5 t	(引渡) t	(独自処理) 22.3 t	(引渡) t	(独自処理) 22.1 t	(引渡) t	(独自処理) 21.9 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	20.6 t		20.4 t		20.2 t		20.0 t		19.7 t	
	(引渡) t	(独自処理) 20.6 t	(引渡) t	(独自処理) 20.4 t	(引渡) t	(独自処理) 20.2 t	(引渡) t	(独自処理) 20.0 t	(引渡) t	(独自処理) 19.7 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

「5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み」において使用した各品目のごみ総量における構成比について、他のごみに混入想定分を下記のとおりとして算定する。

※人口・原単位については変動のないものとする。

○スチール製容器 (0.69%)

【令和5年度】 $858\text{ g} \times 0.69\% \times 4,184\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div$ 9.04 t

【令和6年度】 $858\text{ g} \times 0.69\% \times 4,149\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div$ 8.97 t

【令和7年度】 $858\text{ g} \times 0.69\% \times 4,111\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div$ 8.88 t

【令和8年度】 $858\text{ g} \times 0.69\% \times 4,075\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div$ 8.81 t

【令和9年度】 $858\text{ g} \times 0.69\% \times 4,039\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div$ 8.73 t

○アルミ製容器 (0.99%)

【令和5年度】 $858\text{ g} \times 0.99\% \times 4,184\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div$ 12.97 t

【令和6年度】 $858\text{ g} \times 0.99\% \times 4,149\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div$ 12.86 t

【令和7年度】 $858\text{ g} \times 0.99\% \times 4,111\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div$ 12.75 t

【令和8年度】 $858\text{ g} \times 0.99\% \times 4,075\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div$ 12.63 t

【令和9年度】 $858\text{ g} \times 0.99\% \times 4,039\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div$ 12.52 t

○無色ガラス製容器 (0.20%)

【令和5年度】 $858\text{ g} \times 0.20\% \times 4,184\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div$ 2.62 t

【令和6年度】 $858\text{ g} \times 0.20\% \times 4,149\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div$ 2.60 t

【令和7年度】 $858\text{ g} \times 0.20\% \times 4,111\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div$ 2.57 t

【令和8年度】 $858\text{ g} \times 0.20\% \times 4,075\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div$ 2.55 t

【令和9年度】 $858\text{ g} \times 0.20\% \times 4,039\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div$ 2.53 t

○茶色ガラス製容器 (1.09%)

【令和5年度】 $858\text{ g} \times 1.09\% \times 4,184\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div$ 14.28 t

【令和6年度】 $858\text{ g} \times 1.09\% \times 4,149\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div$ 14.16 t

【令和7年度】 $858\text{ g} \times 1.09\% \times 4,111\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div$ 14.03 t

【令和8年度】 $858\text{ g} \times 1.09\% \times 4,075\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div$ 13.91 t

【令和9年度】 $858\text{ g} \times 1.09\% \times 4,039\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div$ 13.79 t

○その他ガラス製容器 (0.57%)

【令和5年度】 $858\text{ g} \times 0.57\% \times 4,184\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div$ 7.47 t

【令和6年度】 $858\text{ g} \times 0.57\% \times 4,149\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div$ 7.41 t

【令和7年度】 $858\text{ g} \times 0.57\% \times 4,111\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div$ 7.34 t

【令和8年度】 $858\text{ g} \times 0.57\% \times 4,075\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div$ 7.27 t

【令和9年度】 $858\text{ g} \times 0.57\% \times 4,039\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div$ 7.21 t

○飲料用紙製容器 (0.09%)

【令和5年度】 $858\text{ g} \times 0.09\% \times 4,184\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div$ 1.18 t

【令和6年度】 $858\text{ g} \times 0.09\% \times 4,149\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div$ 1.17 t

【令和7年度】 $858\text{ g} \times 0.09\% \times 4,111\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div$ 1.16 t

【令和8年度】 $858\text{ g} \times 0.09\% \times 4,075\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div$ 1.15 t

【令和9年度】 $858\text{ g} \times 0.09\% \times 4,039\text{ 人} \times 365\text{ 日} \div$ 1.14 t

○段ボール（5.61%）

【令和5年度】 $858\text{g} \times 5.61\% \times 4,184\text{人} \times 365\text{日} \div 1,000 = 73.51\text{t}$

【令和6年度】 $858\text{g} \times 5.61\% \times 4,149\text{人} \times 365\text{日} \div 1,000 = 72.89\text{t}$

【令和7年度】 $858\text{g} \times 5.61\% \times 4,111\text{人} \times 365\text{日} \div 1,000 = 72.23\text{t}$

【令和8年度】 $858\text{g} \times 5.61\% \times 4,075\text{人} \times 365\text{日} \div 1,000 = 71.59\text{t}$

【令和9年度】 $858\text{g} \times 5.61\% \times 4,039\text{人} \times 365\text{日} \div 1,000 = 70.96\text{t}$

○ペットボトル（1.73%）

【令和5年度】 $858\text{g} \times 1.73\% \times 4,184\text{人} \times 365\text{日} \div 1,000 = 22.67\text{t}$

【令和6年度】 $858\text{g} \times 1.73\% \times 4,149\text{人} \times 365\text{日} \div 1,000 = 22.48\text{t}$

【令和7年度】 $858\text{g} \times 1.73\% \times 4,111\text{人} \times 365\text{日} \div 1,000 = 22.27\text{t}$

【令和8年度】 $858\text{g} \times 1.73\% \times 4,075\text{人} \times 365\text{日} \div 1,000 = 22.08\text{t}$

【令和9年度】 $858\text{g} \times 1.73\% \times 4,039\text{人} \times 365\text{日} \div 1,000 = 21.88\text{t}$

○プラスチック製容器（1.57%）

【令和5年度】 $858\text{g} \times 1.57\% \times 4,184\text{人} \times 365\text{日} \div 1,000 = 20.57\text{t}$

【令和6年度】 $858\text{g} \times 1.57\% \times 4,149\text{人} \times 365\text{日} \div 1,000 = 20.40\text{t}$

【令和7年度】 $858\text{g} \times 1.57\% \times 4,111\text{人} \times 365\text{日} \div 1,000 = 20.21\text{t}$

【令和8年度】 $858\text{g} \times 1.57\% \times 4,075\text{人} \times 365\text{日} \div 1,000 = 20.04\text{t}$

【令和9年度】 $858\text{g} \times 1.57\% \times 4,039\text{人} \times 365\text{日} \div 1,000 = 19.86\text{t}$

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 区分	収集・運搬 体制	選別・ 保管等 体制	備考
缶	スチール製容器	缶	町による定期 回収	町	無料
	アルミ製容器				
び ん	無色ガラス製容器	び ん	町による定期 回収	町	有料
	茶色ガラス製容器				
	その他ガラス製容器				
プラ スチ ック	ペットボトル	ペットボトル	町による定期 回収	町	有料
	その他プラスチック	プラスチックごみ			
紙 類	飲料用紙製容器	紙 類	拠点回収	町	無料
	段ボール		町による定期 回収		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集された容器包装廃棄物のうち、空き缶（スチール・アルミ）はリサイクルセンターで選別・圧縮・梱包ののち、ストックヤードで保管するものとする。びんについては、リサイクルセンターで選別ののち、ストックヤードで保管するものとする。

ペットボトル・紙類・プラスチックごみについては、ストックヤードで保管するものとする。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

（法第8条第2項第7号）

- 町民や事業者の意見、要望等を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくための推進体制を整備する。
- 自治会組織等団体の自主的な活動（集団回収等）を支援・推進する。